

不動産 ID を活用した官民データ連携促進モデル事業

公募要領

■ 公募期間

令和 5 年 3 月 17 日（金）～令和 5 年 4 月 28 日（金） 15:00（必着）

■ 問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課 徳増、栗橋

TEL : 03-5253-8382

E-mail : hqt-fudousanid@gxb.mlit.go.jp

令和 5 年 3 月
国土交通省不動産・建設経済局

1. 事業目的

近年、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、デジタル技術及びデータ利用を通じて社会や産業の変革を目指す「DX 社会」が到来しています。

このような中、リアル社会における価値創造の源泉である「不動産」について、これまで様々な分野の基盤としての役割を果たしてきたところ、DX 社会における情報連携の基盤としての役割が期待されています。

国土交通省では、不動産関連情報の連携・活用の促進に向けて、令和 3 年度において、不動産を一意に特定できる共通番号である「不動産 ID」のルールを整備し、「不動産 ID ルールガイドライン」を策定・公表しました。

また、国土交通省においては、不動産 ID を情報連携のキーとして活用し、建築物の 3 次元データの建築 BIM、都市全体の空間情報の 3 次元データである PLATEAU 等により、建物内からエリア・都市スケールまでシームレスに再現した高精細なデジタルツインを実現する「建築・都市の DX」に取り組んでいます。

今後、不動産 ID の社会実装を加速し、行政・民間の幅広いデータの連携等を促進し、官民の幅広い分野における成長力強化を図るためには、官民の多様なデータへの不動産 ID の紐付を進めるとともに、不動産 ID を活用したユースケースの実証を通じて、不動産 ID の活用促進を図ることが重要となります。

そこで、本事業では、不動産 ID を情報連携のキーとした多様なデータの連携促進によって各分野の DX を推進する取組についてモデル的に支援し、不動産 ID の社会実装に関する課題を検証するとともに、その成果を公開することにより、幅広い分野における不動産 ID の活用促進を図ります。

2. 事業内容

(1) 対象事業

本事業は、国土交通省が提供する「不動産 ID 確認システム」等によって、自社データ（もしくは自社データの一部）等と不動産 ID を紐付けたうえで、不動産 ID を情報連携のキーとして活用し、建築 BIM や PLATEAU をはじめとした、行政・民間の幅広いデータとの連携により、DX による新たなサービス・産業の創出に向けて、不動産 ID を活用したユースケースの検証・実証を行う取組を対象とします。

※ 行政と民間のデータ連携のほか、民間相互のデータ連携に係る事業も対象となります。

※ 不動産 ID を活用したユースケースの「概念実証」のみを行う取組も対象となります。

※ 「不動産 ID 確認システム」の概要については別紙 1 をご確認ください。

(2) 事業スキーム

対象事業は、公募により事業提案を募集し、国土交通省及び有識者から構成される選定委員会を経て、モデル事業を選定します。

選定された事業の応募主体は、国土交通省が別途委託する事業者（「不動産 ID を活用した官民データ連携促進に向けた実証事業マネジメント等に関する業務」の受託者（以下、国土交通省とあわせて「事務局」という））と委託契約を締結し、事業を実施します。

(3) 対象エリア

モデル事業は、原則として、「不動産 ID 確認システム」のデータ提供エリアの約 440 自治体（全国 414 登記所から 1 自治体ずつを選定するとともに複数自治体を追加したものとなり、具体的なエリアは別紙 1 をご確認ください）の範囲内を対象とします。ただし、「不動産 ID 確認システム」を利用せずに、自社が保有する不動産登記簿から不動産 ID を紐付ける場合や、ユースケースの概念実証のみを行う取組については、この限りではありません。

(4) モデル事業内容

選定された事業実施者は、モデル事業の実施において、次の業務にも取り組んでいただきます。業務の詳細は、事業選定後、事務局から別途連絡します。

① 事業計画書及び事業実施報告書の作成

モデル事業を実施するにあたり、事務局と調整のうえで、本提案の内容等をもとに、改めて事業計画書を作成いただきます。また、実証事業の終了時に、事業実施報告書を作成いただきます。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業成果、課題の抽出、今後の展開に向けた方向性等を取りまとめることとします。

※ 令和 5 年 12 月に中間報告を行っていただくほか、令和 6 年 2 月にその時点における実施内容、事業成果の見通し等を提出いただく予定です。

② 事業進捗状況等の報告

事務局がモデル事業の進捗・執行管理の側面支援を行います。このため、事業実施期間中は、適宜、進捗状況等を事務局へ報告いただきます。

③ 「不動産 ID 官民連携協議会」における情報発信等

選定された事業実施者は、別途、令和 5 年 5 月下旬に設立予定の「不動産 ID 官民連携協議会」において事業プレゼン等を行っていただくほか、同協議会に設置予定のワーキンググループに参加のうえ、モデル事業の成果・課題等を共有いただくことを想定しています。

(5) 事業実施期間

契約締結後～令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

※ 契約の締結は令和 5 年 5 月下旬を予定しています。

(6) 支援経費等

① 支援経費

本事業の支援経費は、1 件あたり上限 2,000 万円（税込）を目安とし、経費内容に応じて支援割合は以下の通りとします。

(ア) 不動産 ID の自社データ等への付番に係る経費：100%

(イ) (ア) 以外の不動産 ID を活用した実証に係る経費：50%

事業実施者は、事業に係る経理について、他の経理と明確に区別するとともに、対象経費について、支援経費区分の（ア）・（イ）のいずれに該当するかを区別したうえで、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書・支払い領収書等）を整理し、事業終了後 1 年間保存しなければなりません。

※ 企画提案において提案事業の事業費（全体）の概算を記載いただきます。そのうえで、**上記の支援経費額は上限目安であり、1 件あたりの支援経費については、提案内容や採択件数により調整させていただく場合があります。**

※ 事業の一部を再委託する場合は、事前に国土交通省に可否を確認する必要があります。なお、事業の主たる部分の再委託はできません。

② 対象経費の計上期間

対象経費の計上期間は、原則として、国土交通省及び有識者により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、事務局との契約手続を交わした時点から、令和6年3月15日（金）までを対象とします。

③ 対象経費の精算

対象経費については、事務局が精査し、事業完了後に事業実施者に支出する精算払いとなります。精算の際には、上記の証拠書類の写しを提出していただきます。

3. 応募資格

本事業の応募主体は、次の（１）～（４）の要件を満たす者としてします。

（１）不動産 ID を活用した官民データ連携の取組が実施できる以下の主体であること。

- ・ 民間事業者（会社法人、財団・社団法人、研究機関等）
- ・ 民間事業者を構成員に含むコンソーシアム・協議会等の組織

※ 民間事業者を含む共同提案も可能です。共同提案もしくはコンソーシアム・協議会等の組織による応募の場合、代表者を定めていただきます。

（２）「不動産 ID 官民連携協議会」（令和 5 年 5 月設立予定）の会員となること。

※ 国土交通省ホームページより同協議会の会員への応募ができます。また、事業採択時には、同協議会において会員向けに事業内容を共有いただきます。

（３）本事業を的確に遂行する組織・人員等を有するとともに、本事業に関する事業計画を明確に定め、翌年度以降も継続的に活用できる見通しがあること。

（４）本事業の応募主体及びその構成員に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと関係する者が含まれていないこと。

4. 企画提案内容

本事業の応募にあたって、下記（１）～（５）について、企画提案書に記載いただきます。

企画提案書の様式は、以下の国土交通省ホームページにて公開しています。なお、企画提案書の枚数は自由とします。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/fudousanid.html

（１） 各分野における DX 推進に向けた課題・ビジョン【様式 2】

不動産 ID のほか、建築 BIM や 3D 都市モデル PLATEAU をはじめ、行政・民間のデータ連携を通じて解決を図る、各分野の課題・ビジョンについて記載してください。

- ・ 各分野において抱える課題
- ・ 行政や民間のデータ連携を通じた課題解決・新たなビジネスの創出による各分野における DX 推進のビジョン

※ 対象分野については、不動産関連情報のデータ連携を通じた DX 推進に資する分野とし、以下の分野から選択することとする。

○不動産・建設 ○宅配・物流 ○金融・保険 ○防災・防犯
○都市計画・まちづくり ○その他

（２） 不動産 ID を活用したユースケースの実現に向けたモデル事業の取組内容【様式 3】

（１）のビジョン実現に向けて、不動産 ID を活用したユースケースの取組内容について記載してください。

- ・ ユースケースの具体的内容
（ユースケースの関係者、ユースケースにおいて活用する行政・民間データの種類・内容及び取得方法、不動産 ID を活用したデータ連携方法、想定される効果 等）
- ・ ユースケースの実証予定エリア
- ・ ユースケースの実証において不動産 ID を紐付ける物件データ数の規模
- ・ 個人情報データを扱う際の管理方針
- ・ モデル事業の実施スケジュール
- ・ モデル事業の事業全体の概算費用

※ 複数のユースケースを組み合わせで提案いただくことも可能です。

※ 不動産 ID のデータについては、「不動産 ID 確認システム」を通じて、令和 5 年 9 月頃からの提供を予定しています。選定されたモデル事業については、事前に、事務局より不動産 ID のデータ活用方法等についてヒアリングをするとともに、不動産 ID の紐付やデータ活用の際のコンサルティング・アドバイスを行います。

(3) モデル事業実施に係る運営体制【様式 4】

モデル事業の事業実施体制について記載してください。

- ・ 実施体制図
- ・ 関係者間の役割分担（データの提供・利用・管理 等）

(4) 成果検証方法【様式 5】

モデル事業の成果の検証方法（KPI を含む）について記載してください。

(5) モデル事業以降の展開【様式 6】

モデル事業以降のユースケースの拡張やサービスの本格展開等に向けた取組・ロードマップについて記載してください。

5. 対象事業の選定

(1) 選定方法

事業実施者の選定に当たっては、(2)の審査基準に従って、申請期限までに申請があった提案の中から、国土交通省及び有識者により構成される選定委員会において選定を行い、令和5年5月下旬頃に採択事業を公表する予定です。

モデル事業への選定事業数は、取組テーマを踏まえて、10件程度を想定しています。

※ 選定事業者数は目安であり、取組テーマ毎の応募状況や提案内容によって調整する場合があります。

(2) 選定基準

選定委員会においては、以下の評価基準を元に書面にて審査を実施します。また、必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリング対象となった申請については、国土交通省から対象となる事業者へ別途連絡します。

① 的確性	○ モデル事業が本事業目的に合致するとともに、不動産 ID を活用したユースケースの目的、ビジョン、期待する効果が明確になっていること。
② 具体性	○ 不動産 ID を活用したデータ連携について、一連の事業実施手法が具体的かつ現実的であること。
③ 実行性	○ 事業にあたって十分な実施体制が構築されていること。
④ 有効性・波及性	○ モデル事業において想定する効果が、不動産 ID の活用促進につながる有効性や波及性の高い内容であること。
⑤ 継続性・発展性	○ 明確な課題・ビジョン設定のもと、本事業終了後も継続的に事業が実施される体制であること。 ○ 事業実施後の展開に向けて発展性が見込まれること。

(3) 審査結果の公表及び通知

審査結果については、応募主体に対して採択結果を通知するとともに、国土交通省のホームページにおいて、採択主体名、事業概要等について公表します。

6. 応募手続き

(1) 公募期間

令和 5 年 3 月 17 日（金）～令和 5 年 4 月 28 日（金） 15:00（必着）

(2) 提出書類

下記の各様式に必要事項を記入のうえ、電子ファイルを電子メールにて提出して下さい。紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を郵送・持込等の方法で提出することはできません。

各様式については、以下の国土交通省ホームページにて公開しています。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/fudousanid.html

【提出書類一覧】

- ① 応募申請書
- ② 企画提案様式（様式 1 ～ 6）
- ③ 企画提案概要書（様式 7）
- ④ その他 提案書の内容を補足する資料（任意）

※ ①・②は PDF 形式、③はパワーポイント形式で提出してください。

(3) 提出先

不動産 ID 官民連携協議会事務局（窓口：不動産・建設経済局不動産市場整備課）

E-mail : hqt-fudousanid@gxb.mlit.go.jp

(4) 説明会の日時等

本事業への応募に係るオンライン説明会を、以下の日時にて開催します。

参加を希望される方は、上記の国土交通省ホームページより事前にお申し込み下さい。

日時：①令和 5 年 4 月 5 日（水）15 時～

②令和 5 年 4 月 6 日（木）15 時～

形式：オンライン（Microsoft Teams）

（注意点）

- 電子メールの件名は「【不動産 ID を活用した官民データ連携促進モデル事業】応募主体名」としてください。
- 提出期限までに到達しなかった応募申請は無効とします。応募者は、提出後、メールの受信を電話で確認してください。
- 電子データのファイル容量は 10MB 以内としてください。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は担当者へお問い合わせください。
- ヒアリング対象となった応募については、国土交通省から応募者へ別途連絡します。

7. 留意点

(1) 申請内容等について

- ・モデル事業の内容として具体的な実現見込みのない取組を記載しないでください。
- ・選定においては、書面審査に加えて、必要に応じて併せてヒアリングを行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された書類等については、選定委員会の委員等に提供します。
- ・採択に当たって合意した事項が行われない又は守られない場合、ならびに、申請書に虚偽の記載を行う又はヒアリング時に虚偽の申告を行った場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様とし、経費の一部又は全部が払われないことがあります。

(2) 事業期間中について

- ・選定されたモデル事業の進捗・執行管理については事務局が側面支援を行います。
- ・モデル事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合又は当該事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に国土交通省の承認を得なければならないこととします。ただし、事務局からの事実関係の確認や意見に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- ・本事業は、令和5年度の単年度事業となります。令和6年度以降は、本事業におけるモデル事業で実証・検証したユースケースを継続的に展開することを求めます。このため、令和6年度以降においても、国土交通省が必要と判断した場合、取組の進捗等について関係者へ聴取することや、事業成果の発表を求める場合があります。

(3) 事業経費・精算について

- ・経費計上の対象期間は、原則として、国土交通省及び有識者により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、事務局との契約手続を交わした時点から令和6年3月15日までの期間とします。このため、本申請に係る経費等については、事業採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- ・事業実施者は、モデル事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払い領収書等）を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。

(4) メディアからの問い合わせ等について

- ・メディア等からモデル事業について問い合わせや取材等があった場合、遅滞なく事務局に連絡するとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされた場合には、遅滞なく事務局にその内容を報告して下さい。

(5) その他

- ・実証期間中及び翌年度以降において、PR 映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動等に協力いただく場合があります。
- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者から開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・本事業で作成した事業実施報告書等の提出資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、国土交通省に帰属するものとします。また、ご提出いただいた資料は国土交通省から公表することがあります。